

令和5年度
以降～

就学援助制度 申請方法 支給方法 が変わります！

高松市教育委員会

1 申請方法

インターネットの専用フォームから申請が可能に！

- ☑ 24時間365日、いつでも申請できます。
- ☑ ご自宅など、どこからでも申請できます。(来庁不要)



※インターネットでの申請が難しい方については、学校教育課の窓口で申請ができます(紙)。
→開庁時間に、ご印鑑と必要書類をご持参ください。

★開庁時間：平日の午前8時30分～午後5時(祝日と、12月29日～1月3日を除く)

▼必要書類(インターネットでの申請の場合は、PDF、画像ファイル等で添付できます。 ※スマートフォンで撮影したものでも可)

提出が必要な方	必要書類
申請者(保護者)	「本人確認書類 1点」 ▶運転免許証、健康保険証、パスポートなど ※マイナンバーカードの場合は、裏面の個人番号が見えないよう、表面のみ
令和4年1月1日時点で、高松市外に住所があった方	「令和3年中の所得が確認できる書類 1点」 ▶所得課税証明書(※)、源泉徴収票(給与所得のみの場合) ※令和4年1月1日時点で住所があった市区町村にて発行されます。
国民年金の掛金の減免を受けている方	「国民年金保険料免除申請承認通知書(写)」 「国民年金保険料免除理由該当通知書(写)」 ※世帯の20歳以上の方全員分必要です。
特別な事情でお困りの方	罹災証明書、雇用保険受給資格者証、民生委員の確認願など ※詳しくは高松市教育委員会までお問合せください

いずれか



Q：令和5年度以降の申請フォームは、小学校・中学校共通ですか。

↳ A：共通です。小学校新2年生～中学校新3年生分を1つのフォームからまとめて申請できます。

Q：小学校新1年生になるきょうだいがいる場合、どうすればいいですか。

↳ A：小学校新1年生は、お手数ですが、別途フォームからご申請をいただきます。

(例) 小学校新1年生と小学校新4年生と中学校新1年生のお子様がいる場合

- ・小学校新1年生→小学校新1年生用の申請フォームから申請。
- ・小学校新4年生と中学校新1年生→令和5年度以降のフォームから申請。



↑ 小学校新1年生用

2 支給方法

いままでは、通学している小・中学校を通して就学援助費の支給をしていましたが、**令和5年度分からは、一部の費目を、教育委員会から保護者へ直接支給します。**

	費目	支払先	支給時期（予定）
①	学用品費	保護者	第1期分：6月中旬頃、第2期分：11月中旬頃
②	通学用品費		第1期分：6月中旬頃、第2期分：11月中旬頃
③	新入学児童生徒学用品費等		前倒し支給：3月中旬頃、4月認定者：6月上旬頃
④	通学費		第1期分：6月中旬頃、第2期分：11月中旬頃
⑤	校外活動費		実施後に支給
⑥	集団宿泊学習費		実施後に支給
⑦	修学旅行費	学校	実施後に支給
⑧	PTA会費		
⑨	生徒会費		第1期分：6月中旬頃、第2期分：11月中旬頃
⑩	クラブ活動費		
⑪	医療費		学校での検診により治療の指示を受けた疾病（う歯・蓄膿症・中耳炎・寄生虫病など）について、実費を上・下半期ごとに支給します。
⑫	学校給食費	実費（全額）を、就学援助費から自動的に市へ納付します。 保護者の皆様が市へ納付する必要はありません。 ※高松市立以外の小中学校については、実費を保護者へ支給します。	

重要

学校諸費の未納がある場合、保護者へ支給する費目であっても、学校へ振込をする場合があります。



Q：就学援助費の振込口座を変えたいのですが。

↳ A：「口座変更申請フォーム」から申請してください。

口座変更申請 →



Q：具体的な支給日はいつになりますか？

↳ A：令和5年4月以降にお渡しをする認定通知書に支給予定表を同封いたします。

また、令和5年4月以降、市のホームページにも掲載いたします。

Q：教育委員会からの直接の振込になる費目は、今までと比べて支給時期は変わりますか？

↳ A：学校を介してではなく、直接お支払いすることから、今までより早く支給できます。